

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

遺産の再分割と更正の請求

Q：3年前父が死亡したため共同相続人全員で遺産分割協議を行い、相続税の申告も済ませました。

ところが、バブルの崩壊により地価が下がり、土地を相続した他の相続人から遺産の再分割を要求してきました。

再分割をして私の取得分が当初の遺産分割での取得分より少なくなった場合は、相続税の更正の請求ができますか。

A：当初の遺産分割が有効なものである限り、その遺産の再分割は、遺産の再分割という名目で相続人において贈与が行われたものとして取り扱われます。よって、相続税の更正の請求はできないことになります。

民法907条では、遺産は遺言により分割が禁止されていないかぎり何時でも共同相続人全員の協議によって分割することができますとされています。

しかし、いったん有効に遺産が分割されれば相続開始の時にさかのぼって効力が生じるとされており（民法909）、その遺産はその分割により取得した人のものになります。

当初の遺産分割に無効あるいは取消しを主張できるような瑕疵（かし）がある場合は別ですが、ご質問の場合、もし遺産の再分割をすると実質的には相続人間において贈与が行われたものであって相続により取得したものとではありません。（相基通19の2-9）

贈与税の課税関係が生じることになります。

